

岡山市工事検査規程

昭和 53 年 2 月 20 日
市 訓 令 甲 第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 検査の実施（第 3 条～第 19 条）
 - 第 1 節 通則（第 3 条～第 9 条）
 - 第 2 節 検査の立会い（第 10 条・第 11 条）
 - 第 3 節 検査の実施（第 12 条～第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この規程は、岡山市契約規則（平成元年市規則 63 号。以下「規則」という。）第 6 章の規定に基づき岡山市が締結した工事（岡山市小規模工事取扱規程（平成 15 年市訓令甲第 73 号）第 2 条に規定する小規模工事を除く。）の請負契約に係る検査の実施について必要な事項を定め、もって検査の円滑、かつ、適正な執行を図ることを目的とする。

（検査の種類）

第 2 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完 成 検 査 工事の完成に伴い、受注者から発注者へ工事目的物の引渡しを行う最終段階の検査。代価の支払いをもって契約が完了する。
- (2) 完済部分検査 設計図書において指定された部分の工事目的物が完成した確認をするための検査。指定部分の代価の支払いと引渡しを行う。
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に工事の既済部分の出来高を確認するための検査。出来高に応じた代価は支払うが工事目的物の引渡しは行わない。
- (4) 中間技術検査 あらかじめ設計図書においてこの検査を行うことを定めておき発注者が必要と判断したときに行う施工途中の検査。もしくは、工事目的物の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う施工途中段階の検査。代価は支払わない。
- (5) 随 時 検 査 工事の施工途中段階において、発注者が特に必要と認められる場合に行う検査。代価は支払わない。
- (6) そ の 他 検 査 岡山市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第 46 条に基づく検査等

第 2 章 検査の実施

第 1 節 通則

（検査実施基準）

第 3 条 検査員は、契約書、工事数量総括表、図面、仕様書、現場説明書、施工計画書その他の関係書類及び別に定める技術的基準に基づいて適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

（実地検査の原則）

第4条 検査は、個別に、実地について行うものとする。

(契約締結の通知)

第5条 契約課長は、工事の請負契約を締結したときは、監理検査課長に契約内容を速やかに通知するものとする。

(検査台帳)

第6条 監理検査課長は、契約内容の通知を受けたときは、検査台帳を作成するとともに、その旨を記載しなければならない。

2 監理検査課長は、検査の関連事項を検査台帳に記載し、経過を明確にしておかなければならない。

(検査の通知)

第7条 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに監理検査課長に対し、検査の依頼をしなければならない。

- (1) 受注者から工事の完成の通知があったとき。
- (2) 受注者から工事の指定部分の完成の通知があったとき。
- (3) 受注者から工事についての既済部分検査の申請があった場合において検査をする必要があると認めたととき。
- (4) 工事の施工途中段階において、確認することが必要と認められたとき。
- (5) 約款第46条に基づく出来高部分の検査等をする必要があると認めたととき。

2 監理検査課長は、前項に定めるもののほか、工事の施工過程において特に検査をする必要があると認めたとときは、工事担当課長に対し検査をする旨を通知するものとする。

(検査実施の手続)

第8条 工事担当課長は、検査を依頼するに当たっては、検査依頼書に検査に必要な書類を添えて、監理検査課長に送付しなければならない。

2 前項の検査は、受注者から提出される完成通知書を工事担当課において受理した日から14日以内に執行しなければならない。

3 監理検査課長は、前項の規定による検査の依頼があったときは、直ちに当該検査を担当する検査員を選定し、検査日時を定めて監督員を通じて受注者に通知するものとする。

4 監理検査課長は、前項の規定による検査員の選定に当たり、検査目的物の内容からして検査員による検査が不適當であるか、又は検査員以外の関係職員による検査が適當であると認めるときは、当該工事担当課長又は検査の執行に適當と認められる職員に検査を委嘱することができる。

(検査の中止等)

第9条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、直ちに監理検査課長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 検査に当たって受注者が検査員の職務の執行を妨害したとき。
- (2) 2人以上の検査員が同一事案の検査に従事する場合において、各検査員の意見が一致しないとき。
- (3) 検査ができない事情がある場合、その他検査の実施について疑義が生じたとき。

第2節 検査の立会い

(受注者に対する立会通知)

第10条 検査員は、検査をしようとするときは、監督員を通じて、受注者にあらかじめ検査の日時及び場所を通知して受注者又は現場代理人の立会いを求めなければならない。

2 受注者の特別な事由により立会いが不能な場合、その欠席のまま検査を執行することができる。

(関係職員の立会い)

第11条 検査員は、検査をしようとするときは監督員又は工事担当課長が指定する職員に立会いを求めることができる。

2 検査に立会った職員は、検査の実施に当たって意見を述べるることができる。

第3節 検査の実施

(記録等による検査)

第12条 検査員は、外部から明視できない部分があるときは監督員の説明、写真その他の工事記録等により当該部分の検査を行うことができる。

2 前項の場合において、写真、工事記録等が不十分なときは、監督員の証言をもって当該部分の状況確認をすることにより検査を行うことができる。

(理化学試験)

第13条 検査員は、検査に当たって特に理化学試験を行う必要があると認めるときは、監理検査課長の承認を得て受注者をして、試験研究機関の試験を受けさせることができる。

(試運転等を行う場合の検査)

第14条 検査員は、検査に当たって試運転、据付その他の措置を必要とするときは、その結果をまって合否の判定をするものとする。

(破壊又は分解検査)

第15条 検査員は、検査に当たって必要があると認めるときは、受注者に対して検査目的物の破壊又は分解その他の措置を求めることにより検査を行うことができる。

2 前項の場合において特に必要があると認めた場合は、検査員は事前に監理検査課長と協議をし、その承認を得て行うものとする。

(検査報告書の作成)

第16条 検査員は、検査の結果受注者の工事が契約の内容に適合したものであると認めるときは、直ちに工事成績評定表を作成し、これに基づく検査報告書をもって復命しなければならない。ただし、既済部分検査、中間技術検査、随時検査又はその他検査については、工事成績評定表の作成を要しない。

2 監理検査課長は、前項の規定により提出された工事成績評定表及び検査報告書が契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、当該工事の成績を契約課長及び工事担当課長に工事成績評定表により通知するものとする。

3 前項の規定により合格と判定された工事目的物は、検査に合格したときをもって、所有権を本市に移転するものとし、主管課において管理するものとする。

(検査不合格の場合の措置)

第17条 検査員は、第2条第1号、2号の規定する検査の結果不合格と判定した工事について、修補又は補強をさせる必要があると認めるときは、契約工期までに完了する場合を除き、契約課長及び監理検査課長の承認を得て、1回に限り期限を定めて受注者に修補又は補強をさせることができる。ただし、15日以内の期限による修補又は補強につ

いては、契約課長の承認を要しないものとする。

- 2 検査員は、前項の規定による修補又は補強をさせたときは、その旨を記録し、検査台帳及び検査報告書に記載しなければならない。

(修補、補強等の後の検査)

第 18 条 検査員は、修補又は補強をさせた工事の目的物の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

- 2 検査員は、前項の規定に基づく検査結果を工事成績評定表に記録するとともに検査報告書に記載するものとする。

(検査の技術的基準)

第 19 条 検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、当該設計図書に示す定めによるものとする。

附 則

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年市訓令甲第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年市訓令甲第 26 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年市訓令甲第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年市訓令甲第 11 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年市訓令甲第 25 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年市訓令甲第 16 号)

この訓令は、平成 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 12 年市訓令甲第 51 号)

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年市訓令甲第 65 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 13 年市訓令甲第 57 号)

この訓令は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年市訓令甲第 62 号)

この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年市訓令甲第 41 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。